いんふぉめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

Report

1 「第2回 東日本大震災子ども支援意見交換会」
—東日本大震災・子ども支援のあり方と提言— 2011/09/01 報告
東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮﨑 静香 2

2 日本政府の国連・子どもの権利委員会の総括所見(2010年)に関するコメント
代表委員／子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 平野 裕二 8

3 国連・子どもの権利委員会の一般的意見
～意見を聴かれる子どもの権利(12号)と暴力からの自由(13号)～
代表委員／子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 平野 裕二 12

4 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2011 in 泉南
～「子どもにやさしいまち」の実現～
東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮﨑 静香 17
群馬県保育園長 樋口 和子

5 第11回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告③
子ども国会2010年度活動報告
子ども国会実行委員会 森田 聡 22

6 第11回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告④
「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」
東京・日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス実行委員会 実行委員長 角田 仁 27

Document 2011.8.22 ～ 2011.11.6

子どもの人権と教育関係の報道と記録から 33

Report 1

第2回 東日本大震災子ども支援意見交換会

―東日本大震災・子ども支援のあり方と提言― 報告

2011/9/01

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 宮﨑 静香

9月1日に第2回 東日本大震災子ども支援意見交換会が参議院議員会館101会議室にて行われた。東日本大震災子ども支援ネットワークの主催によるもので、今回は震災後6ヶ月を迎え、国の震災復興構想会議、福島県・宮城県・岩手県の復興計画案が出される中で、果たして計画を進めれば、子どもや子育て家庭のしあわせが取り戻せるのか、子どもや保護者達のエンパワーメントは促進できるのかを考え、市民・NGO/NPOと政府、国会議員が、大地震・原発事故で被災した子どもや子育て家庭・復興支援についての現状と課題について、現地からの報告を受けとめ、情報・意見交換を行うために開催された。

当日は衆・参の国会議員16人が出席された。また、秘書など議員の代理が8人、行政から12人、NPO/NGO等の関係者が23人で、合計99人の参加であった。

はじめに東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長の森田明美さんが、第1回の意見交換会に引き続き、震災から半年を迎えて、今後どのような支援が必要なのか、また子どもと共に復興をめざすという事を、皆様と考えていきたいと発言した。次に東日本大震災子ども支援ネットワークのこれまでの活動について報告がなされた。

政府に対する復興にむけた政策提言、各県各市に対しての子どもたちへの救済、復興にむけてのとりくみを目的として、子どもの参加を基盤に据えて活動を実施してきたが、具体的には5月26日に行われた第1回意見交換会の後、政府の復興構想会議への提案、国連人権高等弁務官とのMTGにおいての意見表明を、また6月30日に岩手県大槌町で行われた「子どもたちのための復興支援を考える会」への参加、8月8日に宮城県へ復興計画に関する提言を行うといった活動をしてきたと報告した。そして、震災ネットワークのHPの中の「子どもの目・子どもの声」を紹介し、子どもたちからの声に対して、ネットワークに賛同したアドバイザーの方々よりコメントやメッセージが寄せられているとした。これにより、大人たち子どもたちの意見について深く考えているという事を伝え

たいとした。

次に運営団体の 3 団体からの報告となった。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの津田知子さんは、「Speaking Out From Tohoku ～子ども参加でより良い町に～」の活動からの子どもたちの声を紹介。5・6 月に岩手県と宮城県の子ども達に行った「子ども参加に関する意識アンケート調査」では 1 万 1 千人以上が回答。その結果、9 割の子ども達が、自分の町の復興のために何かしたいと考えている事が分かったと報告した。現在、宮城県石巻市、岩手県陸前高田市、山田町の 3 地域で「子どもまちづくりくらぶ」という、被災した子どもたち自身が、地域の復興にむけたまちづくりを考え、声を上げることができるような、子どもたちが定期的に集まれるクラブを作り活動しているとし、今後は各地域で、定期的に報告会を開き、行政や地域の方々の参加のもと、復興にむけ子ども達の考えを聞き、共に考える場にしたいと語った。また、11 月 20 日には「東北子どもまちづくりサミット～みんなが夢見るまち～」を開催する。

日本ユニセフ協会の菊川譲さんからは、震災から 6 か月間の間に協会が実施してきた支援活動とその目的の中にある、「心理社会的支援 (心のケア)」「子どもの保護」「こどもにやさしい復興計画」を挙げて報告がなされた。今後は被災地の子ども達、特に福島県の子ども達への心のケアが中・長期的に必要であると語った。現在、震災当初は支援の手が届きにくいといわれた福島県相馬市に入り、教育委員会と協力し子ども達の支援にとりくみ、「子どもにやさしい復興計画」では、ユニセフのいう「子どもにやさしいまちづくり」のために活動に尽力している事が報告された。

チャイルドライン支援センターの太田久美さんは、震災直後に東北や関東圏のチャイルドラインが電話を開設できない状況であったとし、そこで、全国 44 都道府県 74 団体で構成されるチャイルドラインは、互いに協力して支援を実施してきたと語った。まず、被災地で必要とされる支援について調査し、現地で支援を必要とする人たちと企業の支援とのマッチングを行いまた支援したい企業に対して、資金提供と社員からのボランティアによる広報のとりくみを行ってきたという。また、西日本では震災に対する感覚の温度差があるため、全国の団体で情報共有をし、被災地からの報告を受け、日本各地で被災地の子ども達からの電話相談に対応していると語った。被災地で必要なものは刻々と変化しており、その都度対応が必要であるとした。またマスメディアから見た子どもの様子と電話で相談をしてくる子ども達の姿に大きな乖離があったとし、それについては、チャイルドライン支援議員連盟にて勉強会を行い、状況の理解を求めたとのことであった。震災以降、自分たちの気持ちをありのままに伝える事を我慢してきた子ども達が、この時期になり少しずつ自分たちの気持ちを語り始めていると感じており、今後も子どもに寄り添った支援を行いたいとした。

続いて、被災地で復興支援活動に携わる 3 人の方々が、国内外からの多くの支援に対してのお礼を述べられた上で、発言された。

岩手県保健福祉部児童家庭総括課長である奥

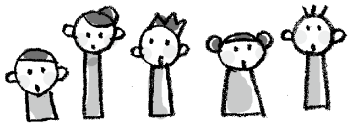

寺高秋さんは、被災孤児への対応について 8 月 30 日現在 93 人であったとし、被災孤児には家庭的な養育環境が必要であり、親族による養育が最も良いと判断し、親族里親の認定を進めているとの報告であった。93 人の子どものうち、13 人が他県へ、29 件 41 人が親族里親に委託され、さらに 9 月には 20 数人が新たに里親委託を受ける予定という。また、93 人のうち約半数の子ども達は母子家庭であり、次に被災遺児は 7 月 29 日の段階で 445 人を確認し、その割合は母子・父子家庭が 5 割程度ずつという。そして経済的な理由から希望の進学が出来ない孤児や遺児を支援するために、県内外からの寄付を中心に設立された「いわての学び希望基金未就学児童給付金」を運用の予定とし、今後は被災孤児や遺児に対して受給できる補助金や支援金の申請状況の確認や、未成年後見人制度を利用するための相談会、地域の親族里親の方々への支援、児童扶養手当の支給申請の手続きの促進、母子生活支援員による相談事業、新設された遺児家庭支援専門員による戸別訪問を継続し実施したいとした。しかし、現地ではソーシャルワークスキルを持つ人材が不足するなど課題があるという。

福島県相馬市教育委員会指導主事である佐藤武さんは、第 1 段階として、子ども達がこの震災をどのように捉え、相馬市の未来をどのように考えているのかを考える発表会を企画中であるとし、第 2 段階として、その成果をふまえて子ども達自身がどのように生きるべきかを考えてもらいたい、そして第 3 段階として、子ども復興会議の創設をめざすとのことであった。4 月 18 日頃に学校再開を公表したところ、原発事故の影響で登校できなくなった近隣地域の子ども達が、相馬市内の学校への就学希望をしてきたという。そうした対応に追われる中で、子ども達に対する心のケアに関する教職員研修の実施や、栄養が偏りがちな避難所で暮らす方々への学校給食を利用した弁当の配布なども行ってきたという。現在の大きな課題は放射線の対策であり、専門家やアドバイザーの協力を得て、教職員への研修や、ミニスポットの除染作業が行われているという。そして、子ども達への精神的なケアについては「相馬フォロアーチーム」を結成し、NPO などの民間の支援の力を借りて、臨床心理士などの専門家を被害の大きかった沿岸部で活動中という。福島県の復興構想会議を受けて行われた教員への説明会で、「大人の復興ビジョンもまだできていないのに、子どもにそういった指導を行う事が出来るのか？」といった意見も聞かれたという。しかし、将来、相馬市に住む子ども達が成長した時に、いま相馬市が考える未来を超える展開を実現してくれるのではないかと期待していると述べられた。

特定非営利活動法人チャイルドライン代表・災害子ども支援ネットワークみやぎ代表世話人である小林純子さんは、震災後に宮城県の自治体が機能しない状況があり、8 月 24 日現在、175 か所 6000 人が避難所生活をしており、子どもの数が把握できないため、支援の手立てがないという。また、仮設住宅に移ると、支援物資を受け取ることが出来ない、学校の校庭に仮設住宅が建設されたために子どもたちの運動や遊ぶ場所が奪われており、子どもたちの体力の

低下が危惧されるという。一方で、自治体が教育予算を執行できない状況にあり、学校の備品が不足、また乳幼児のいる母親たちは、子ども達を遊ばせる公園が無いために非常に困っているという。幼稚園・保育所・学童保育が圧倒的に不足しており、この背景には宮城県内は公設の子ども施設が少なく、福祉法人立の施設は震災による甚大な被害により運営の継続を断念せざるを得ない状況があるという。次に高校生などが進路への希望を持つことが出来ない状況に置かれたり、放射能や瓦礫の中にある有害物質や汚臭による問題も山積している。そして、震災後半年を迎えた今、家を津波で失くした人、1F 部分は流されたが 2F 部分は残ったといった各家庭の異なる被災状況によって、大人たちの関係が不安定になり始めたことが、子ども達にも影響を及ぼし、いじめの問題などが起き始めているという。今後の支援で重要な部分は、子どもに寄り添い続ける事、そして寄り添い続ける家族や教職員といった大人を支える態勢作りが必要であるとした。しかし、行政の立場では、子どものことを復興構想会議の中で前面に出すことが出来ない、大人の復興が先んずる傾向があるとした上で、これからも「子どもの権利」に基盤を置いた支援を実現できるよう頑張っていきたいと語られた。また、仮設住宅に付設されたサポートセンターをサポートする団体として、災害支援ネットワークも参加することが出来たので、これを足掛かりに子ども支援を行っていきたいとした。

次に厚生労働省と文部科学省から、震災に伴う子ども支援に特化したとりくみについての紹介がなされた。

厚生労働省からは、8 月 31 日現在、234 人の孤児、遺児は 1295 人確認されていると報告された。第一次補正予算で、自治体の児童福祉の専門職の者が、スクールカウンセラー等と連携を図り、被災した児童への相談・援助を行うための費用を計上し、安心子ども基金へ 27 億円の積み増しを行うとした。要保護児童の受け入れについては、基本的には親族里親で申請 102 件のうち。99 件が認定されたという。次に震災復興の基本方針については、子ども・障害者等のあらゆる人が住みやすい共生社会の実現を挙げており、今後とも子ども視点に重きを置いて支援を進める方針であるとした。また子ども・子育て支援について、幼保一体化をはじめ、子ども達にとって良質な育成環境を保障するためのとりくみの為に、新たな仕組みを構築するとした。児童虐待の防止については、被災した親子の生活面、精神面の安定の確保が重要なため、民間支援団体との協力が重要と考えており、今回の震災で避難した児童についての把握は、地元と他県の児童相談所の職員がチームとなり、避難所を巡回して把握に努めているとした。

文部科学省からは、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等を派遣するための「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を措置し、5 ～ 7 月までに延べ 718 人のカウンセラー等を派遣したとし、今後も切れ目のない派遣にとりくみたいとした。次に学校教育において、暴力に関する予防教育を盛り込み、推進する事とし、今後とも学校教育全体を通じて、人権尊重の精神を高める教育の充実に努めたいとした。

この報告を受けて国会議員から意見・感想が述べられた。

民主党参議院議員で宮城県出身の今野東議員は、復興における子どもたちの支援をNGOに頼りすぎていると感じており、政府としてのとりくみに力を傾けたいと語ると同時に、具体的には「子どもの権利条約」の批准を形骸化させるのではなく、いかしたものにする必要があると語られた。民主党参議院の大河原まさ子議員は、岩手・福島県の教育委員会のとりくみに感動したと語り、政府与党として「子どもの権利」をふまえ、被災地域を再構築する際の子ども達への支援に積極的にとりくみたいとされた。社民党参議院の福島みずほ議員は、障害者、女性、子どもといった弱者への支援が十分に行われていないとし、今後、被災地の子ども達への具体的な支援のビジョンが明確となるよう、震災復興の際の子ども達への具体的な支援、またその際の「子どもの権利」の視点を持った国会でのとりくみに力を注ぎたいと発言された。

NPO法人 キッズドアの代表の渡辺由美子さんは、孤児や遺児についての進学への支援対策は整っているが、両親ともに健在で家や財産を失った家庭の子ども達の進学支援についての具体策の必要性を述べ、震災後に各大学や専修学校が実施した入学金および授業料の減免といったとりくみの期間を延長するなどの支援策が急務であると訴えた。

「西東京市子どもの権利に関する条例」の実現をすすめる会からの参加者は、子ども達が遊んだり、学んだりすることが出来る権利の保障を訴えていきたいとした。NPO法人 子育て広場全国連絡協議会の副理事長の坂本純子さんは、乳幼児を育てる親たちが困難な中で避難を強いられた実態があり、政府にこうした状況への対策も視野に入れて欲しいとした。

文部科学省は一般に被災した児童への進学支援については、一次補正予算の中で臨時特例交付金として113億円が計上されており、初等・中等教育については年間で11万7千円～23万円を支援、高等学校では奨学金拡充や授業料の減免措置を実施し、子ども達の夢が途切れる事のないよう支援をしていきたいと回答した。また厚生労働省は、災害時に子育て支援拠点が果たす役割について明確化されていない点について、実態を調査し検討した上で、具体的な施策に結び付けたいと回答した。

最後に民主党参議院議員の神本みえ子議員からは、民主党の男女共同参画調査会で東日本大震災で被災した子ども達への支援の議論が何度も行われてきたが、実際に被災地に赴く機会も限られていたため、今回の意見交換会で現地の支援の様子や課題を知る機会を得る事が出来たとした。そして、未だ自治体が機能を失ったままの中で、都道府県や国からの支援も届きにくい現状であるとし、中・長期的な支援の必要性を語られた。また震災復興の中で子ども達の意見を子ども達自身が考え、まとめたものを、自治体の復興に反映させていく必要があると訴えられた。

以上の意見交換を受けて、ネットワーク事務局長の森田明美さんは、国や県の復興会議、自治体による復興計画の策定が進む中で、そこに

子どもの権利の視点をどう盛り込むかが大きな課題であるとした。また今まで様々な場面において子どもの参加を推進してきたが、これまでの活動がどのような形で子どもの権利の実現につながっていくのかを具体的に提示し、子ども達と共に復興を支えていきたいと考えていると熱く語った。

第 2 回目の東日本大震災子ども支援意見交換会は、被災地で支援する自治体や NGO/NPO による最新の現地の状況や課題を共有することが出来たと共に、今後の復興に際しての子ども達へ具体的な支援の在り方や、「子どもの権利」の視点に立ったとりくみを考えるための重要な機会となった。

Report 2

日本政府の国連・子どもの権利委員会の総括所見（2010年）に関するコメント

代表委員／子どもの権利条約NGOレポート連絡会議　平野　裕二

国連・子どもの権利委員会が昨年６月に採択・公表した総括所見について、日本政府がその翌月に委員会にコメントを送付していたことがわかった（資料参照）。国連人権高等弁務官のウェブサイトにコメントがアップされたことから明らかになったもの。

手続面に関する日本政府の不満には、理解できる点もないではない。子どもの権利と企業セクター（パラ 27・28）および歴史教科書（パラ 74・75）に関する新たなパラグラフは確かに「技術的改訂の域を超えて」いたし、教育基本法の制定年を「2010 年」としていること（パラ 5(e)）、児童福祉法の制定年を「1974 年」としていること（パラ 37）、刑事責任年齢と刑事処分年齢を混同していること（パラ 83・85(b)）などの誤りも散見される（ただし日本政府はこれらの点についてはなぜか指摘していない）。

もちろん、そのことをもって総括所見全体の信頼性について疑義を呈するのは行き過ぎであるし、ましてや委員会の勧告を無視してよい理由にはならない。委員会の勧告を誠実に検討・実施し、不適切と思われる勧告については次回の報告書で十分な説明を行なうべきである。

この点、内容面に関するコメントのほとんどは説得力を欠くか、あるいは瑣末な指摘に留まっている。たとえば、外国人学校に対する補助金が「不十分」であるという委員会の指摘（パラ 72）に対して「外国人学校のほとんどは、実際には自治体による補助を受けている」と返すことはまったく無意味であり、自治体による補助金が十分であることを、具体的金額を挙げながら立証しなければならない。入管施設への子どもの収容（パラ 77）についても、「考えにくい」「やむを得ない場合に限られている」で済ませるのではなく、実際の運用を統計データとともに示すべきである。

政府報告書および文書回答の普及について、インターネットで公表したから「日本政府はすでに必要な措置をとっている」と述べるに至っては、報告制度の趣旨に関する無理解を露わにしている。委員会は「条約、その実施および監視に関する意識を促進する目的で」このような措置をとるよう求めているのであり（パラ 89）、政府はより積極的な普及活動を行なわなければ、委員会の勧告に応えたことにはならないのである。

なお、この日本政府のコメントは外務省のサイトには掲載されていない（10 月 26 日現在）。また、委員会の勧告のフォローアップをめぐって数度の院内セミナーも開催されてきたが、このようなコメントを提出したことについて政府側が明らかにすることもなかった。ＮＧＯとの

信頼関係、市民に対する情報公開等の点から問題であり、今後改善が求められる。

【資料】

国連・子どもの権利委員会の総括所見（2010 年）に関する日本政府のコメント

＊国連人権高等弁務官事務所が 2010 年 7 月 13 日付で受領したものとして下記ページに掲載したもの（掲載日不明）。外務省サイト「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」のページには未掲載（2011 年 10 月 26 日現在）。平野裕二仮訳。

1　手続面

（1）日本政府の報告書に関する委員会の最終見解については、その公表に先立つ 6 月 11 日午後に先行未編集版が事務局から日本政府代表部に送付されてきた後、代表部は最終見解における誤解ないし事実誤認に関する若干のコメントを事務局に伝達した。同日、委員会の最終見解が、日本政府のコメントの一部を反映する形で、インターネット上で公表された。しかしながら、日本政府は、6 月 11 日版にはなかったいくつかの新たなパラグラフ（CRC/C/JPN/CO/3 のパラ 23、28、73、75 等）をともなう異なる版が、事実関係の誤りを検討する機会を締約国に与えないまま公表されたことを遺憾に思う。日本政府はまた、新たなパラグラフは技術的改訂の域を超えており、また一部のメディアは新たに挿入されたパラグラフの一部しか報道しなかったことに対しても委員会の注意を促したい。

（2）さらに、不正確な法律名、用語および日付など、未編集版に含まれていた事実関係の誤りに関する日本政府の指摘が公表された版に一部反映されていないこと（CRC/C/JPN/CO/3 のパラ 18、CRC/C/OPAC/JPN/CO/1 のパラ 6、7 および 13 ならびに CRC/C/OPSC/JPN/CO/1 のパラ 20 および 21）を鑑みると、日本政府は遺憾ながら最終見解の信頼性についても疑義を呈さざるを得ない。

2　内容面

最終見解で指摘されたいくつかの側面に関して、日本政府は、児童の権利条約の実施に関わる措置および見解について以下のコメントを委員会に伝達する。

（1）児童の権利条約に関する報告書についての最終見解

◆パラ 33

男女共同参画の推進に言及した教育基本法第 5 条の削除に関する委員会の懸念について、日本政府は以下の見解を表明する。

教育上、男女の共学は認められなければならないと定める旧教育基本法第 5 条の目的は、制定以降の 60 年間、日本において広く理解・実践されてきた。しかし、社会における男女共同参画は十全に実現されていないことから、男女双方が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、相互の尊重および男女の協働によりより豊かな社会を築いていくために必要な能力および才能を、教育を通じて発達さ

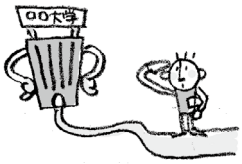

せていくことが重要である。これに基づき、「男女の平等」は、日本で教育を行うために求められる不可欠の目標のひとつとして、改正教育基本法第 2 条でとくに定められている。委員会の懸念は誤解に基づくものである。

◆パラ 72 および 73

「各種学校」として認可されている外国人学校のほとんどは、実際には自治体による補助を受けている。さらに、これらの学校の卒業生が日本の大学入学試験を受験する資格がない場合がある旨の委員会の懸念については、中等学校を修了した者または同等の学力を有する者は、国籍に関わらず、誰でも大学入学試験の受験資格を有する。外国人学校の卒業生に関しては、以下の基準を満たす者は誰でも大学入学試験の受験資格を有するところである。

1) 母国によって高等学校相当の課程を有する旨認定されている日本の外国人学校を卒業した者。
2) 国際的な評価団体の認定を受けた外国人学校の 12 年の課程を修了した者。
3) 大学が行う個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に相当する以上の学力を有していると認められた者。

したがって、委員会の懸念は誤解に基づくものである。

◆パラ 74 および 75（新規追加）

小中高校で使用される教科書に適用される教科書検定制度において、政府は歴史または歴史的事件に関する一定の見方を決定する立場にはない。民間企業が制作・編集する教科書の欠陥（明らかな誤りや著しく均衡を書いた記述など）を、審査時における客観的な学問的知見その他の適切な資料に照らして指摘するのは、政府関係者ではない研究者等から構成される教科書用図書検定調査審議会である。審査は、とくに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを目的とする教育基本法と、近隣のアジア諸国との間の国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされているべきである旨の指針を掲げる、〔文部科学〕省の教科用図書検定指針である。したがって、日本の歴史教科書が、歴史的事件に関して日本の解釈のみを反映しているため、他国の児童との相互理解を強化していないという委員会の懸念は当を得ていない。

日本政府は、歴史教育の適正な実施を通じ、日本と世界に関する理解を深め、近隣諸国を含む他国との相互理解および相互信頼を強化しようと努めているところである。

◆パラ 77

「犯罪行為の疑いがない場合でも庇護申請児童を収容する慣行が広く行われていること」に対する委員会の懸念については、犯罪的活動に数えられる退去強制事由もなく庇護申請児童が収容されることは考えにくい。また、「慣行が広く行われている」という点については、これらの児童の収容はやむを得ない場合に限られている。したがって、委員会の懸念は事実誤認に基づくものである。

◆パラ 83

パラ 83 の「起訴前勾留」（pretrial detention）は、パラ 84 ないし 85 (g) にいう「起訴前勾留」とは明らかに異なる概念であるので、「観護措置」（protective detention）に訂正されるべきである。

◆パラ 89

第 3 回定期報告書および事前質問事項に対する文書回答は、委員会への提出後直ちに、英語および日本語により、インターネットを通じて公衆に提供された。したがって、日本政府はすでに必要な措置をとっている。

(2) 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書に関する報告書についての最終見解

◆パラ 9

委員会は、締約国に対し、条約に基づく次回の定期報告において、自衛隊生徒として採用された者の社会経済的背景に関する情報を提供するよう求めている。しかし、防衛省は 2009 年 4 月に自衛隊生徒の採用を廃止しており、要請された情報を提供することはできない。

◆パラ 19

第 1 回定期報告書および事前質問事項に対する文書回答は、委員会への提出後直ちに、英語および日本語により、インターネットを通じて公衆に提供された。したがって、日本政府はすでに必要な措置をとっている。

(3) 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書に関する報告書についての最終見解

◆パラ 45

第 1 回定期報告書および事前質問事項に対する文書回答は、委員会への提出後直ちに、英語および日本語により、インターネットを通じて公衆に提供された。したがって、日本政府はすでに必要な措置をとっている。

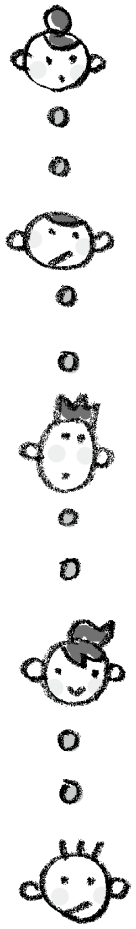

Report 3

国連・子どもの権利委員会の一般的意見

～意見を聴かれる子どもの権利（12号）と暴力からの自由（13号）～

代表委員／子どもの権利条約NGOレポート連絡会議　平野　裕二

本誌 107 号（2007 年 3 月号）で「少年司法における子どもの権利」に関する一般的意見 10 号を紹介して以降、国連・子どもの権利委員会の一般的意見について報告する機会を逸してきたが、委員会はその後も次の一般的意見を採択してきた。

◆ 11 号「先住民族の子どもとその条約上の権利」（2009 年）
◆ 12 号「意見を聴かれる子どもの権利」（同）
◆ 13 号「あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利」（2011 年）

とくに 12 号以降は、関連する条文（12 号では 12 条、13 号では 19 条）の法的解釈を文言ごとに明らかにしようと努めている点に特徴がある。正しい方向性ではあるが、いまのところ十分に成功しているとは言えない。12 月には国連総会で子どもの権利条約の個人通報議定書（第 3 選択議定書）が採択される見込みであるが、締約国に対して説得力のある見解を示すためにも、この点に関わる委員会の能力を強化していく必要があろう。

今回は、一般的意見 12 号と 13 号についてその概要を紹介する（以下、〔　〕の数字はパラグラフ番号）。

一般的意見 12 号：意見を聴かれる子どもの権利

一般的意見 12 号の構成は次のとおりである。

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　目的
Ⅲ　意見を聴かれる権利：子ども個人の権利および子ども集団の権利
　A. 法的分析：第 12 条の文理的分析／意見を聴かれる子どもの権利を実施するための段階的措置／締約国の義務
　B. 意見を聴かれる権利および条約の他の規定との関係：第 12 条と第 3 条／第 12 条、第 2 条および第 6 条／第 12 条、第 13 条および第 17 条／第 12 条と第 5 条／第 12 条と子どもの権利一般の実施
　C. さまざまな場面および状況における意見を聴かれる権利の実施：家庭における実施／代替的養護における実施／保健ケアにおける実施／教育および学校における実施／遊び、レクリエーション、スポーツおよび文化的活動における実施／労働現場における実施／暴力の状況下における実施／防止戦略の策定における実施／移住および庇護に関わる手続における実施／緊急事態下における実施／全国的および国際的場面にお

ける実施

D. 意見を聴かれる子どもの権利を実施するための基本的要件

E. 結論

委員会は、意見を聴かれ、かつその意見を正当に重視される権利（条約 12 条）を子ども個人の権利であると同時に子どもの集団的権利であるとも理解し、その解釈および実施のあり方について詳細な指針を示している。

法的解釈の面では、「自己の意見をまとめる力（形成する能力）のある」子どもという文言について、「制限としてではなく、むしろ自律的見解をまとめる子どもの能力を最大限に評価する締約国の義務としてとらえられるべきである」〔20〕と指摘するなど、12 条の消極的・制限的解釈を許さず、「すべての子どもを対象としてこの権利を全面的に実施するために適切な措置をとる（締約国の）厳格な義務」〔19〕を強調する姿勢が明確にされている。「締約国の中核的義務」として、子どもオンブズパーソンのような独立機関の設置、子どもの意見表明を支援・奨励するための「規則および体制」の整備、研修および意識啓発キャンペーンを挙げている〔49〕のもその表れであろう。

しかし、たとえば子どもの意見を「その年齢および成熟度にしたがい、正当に重視」する義務については、その法的意味合いについて十分な説明が行なわれていない〔28 ～ 31〕。この点については、日本の第 1 回報告書審査（1998 年）の際、意思決定を行なう側に応答責任・説明責任（子どもの意見を部分的・全面的に採用しなかった場合、その理由等について十分な説明を行なう責任）が課されているという指摘が行なわれたところである。別の個所では

「子どもは自分の意見が正当に重視される権利を享有しているので、意思決定担当者は、子どもに対してプロセスの結果を知らせ、かつ子どもの意見がどのように考慮されたかを説明しなければならない。このようなフィードバックは、子どもの意見が形式的に聴かれるだけではなく真剣に受けとめられることの保障である」〔45〕

という見解も示されており、これをふまえた解釈を明らかにすべきだったと思われる。

この権利をどのように実施・実践していくべきかに関する委員会の提言にも、参考にすべき点が多い。たとえば「教育および学校における実施」〔105 ～ 114〕については次のような指摘が行なわれている。

「教育において意見を聴かれる子どもの権利を尊重することは、教育に対する権利の実現にとって根本的に重要である」〔105〕

「乳幼児期の教育プログラムを含むあらゆる教育環境において、参加型学習環境における子どもたちの積極的役割が促進されるべきである。教授および学習においては、子どもたちの生活条件および展望が考慮に入れられなければならない。そのため、教育当局はカリキュラムおよび学校プログラムの計画に子どもたちおよびその親の意見を含めなければならない」〔107〕

「子どもたちの意見を重視することは、差別の解消、いじめの防止および規律維持のための措置においてとりわけ重要である。委員会は、ピア・エデュケーションおよびピア・カウンセリングの拡大を歓迎する」〔109〕

「意思決定プロセスへの子どもたちの着実な参加は、とくに、学級会、生徒会、ならびに、学校理事会および学校委員会への生徒代表の参加を通じて達成されるべきである。……これらの権利は、それを実施しようという公的機関、学校および校長の善意に依拠するのではなく、立法に掲げられる必要がある」〔110〕

「締約国は、学校に留まらず、教育政策のあらゆる側面について地方および国のレベルで子どもたちと協議するべきである」〔111〕

緊急事態下においても、「子どもたちが自分たちの生活をふたたびコントロールできるようにするうえで役立ち、立ち直りに寄与し、組織的スキルを発展させ、かつアイデンティティの感覚を強化する」効果が子ども参加にあることを指摘し、「トラウマにつながるまたは有害である可能性が高い状況を目の当たりにすることから子どもたちを保護するための配慮」をしつつ、「子どもたち、とくに思春期の子どもたちが、緊急事態後の復興プロセスおよび紛争後の解決プロセスの双方で積極的役割を果たせるようにする機構を支援する」ことが奨励されている〔116・117〕。

現在、子どもの人権連も参加する「東日本大震災子ども支援ネットワーク」などがこのような視点に立った復興支援にとりくんでいるが、この点についての認識をさらに普及・共有することが必要である。なお、災害と子どもの権利については「緊急事態下における子どもの教育への権利」に関する一般的討議の勧告（2008 年）も参照。

委員会は最後に、「意見を聴かれる子どもの権利を実施するための基本的要件」として次の 9 つの要素を挙げている〔134〕。ここでは小見出しのみを紹介するに留めるが、公的機関のみならず、子どもに関わるさまざまな団体等が考慮しなければならない指針である。

(a) 透明かつ情報が豊かである
(b) 任意である
(c) 尊重される
(d) 子どもたちの生活に関連している
(e) 子どもにやさしい
(f) インクルーシブである
(g) 訓練による支援がある
(h) 安全であり、かつリスクに配慮している
(i) 説明責任が果たされる

一般的意見 13 号：あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利

次に、一般的意見 13 号の構成は次のとおりである。

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　目的
Ⅲ　子どもの生活における暴力
Ⅳ　第 19 条の法的分析：
　　第 19 条第 1 項／第 19 条第 2 項
Ⅴ　より幅広い条約上の文脈における第 19 条の解釈
Ⅵ　子どもに対する暴力についての国家的調整枠組み
Ⅶ　実施のための資源および国際協力の必要性

委員会はすでに、「体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利」に関する一般的意見 8 号（2006 年）

に幅広い範囲の暴力を対象とし、その防止および被害者・加害者への対応等について詳細な――かえって煩雑とも言える――指針を示したものである。そこでは次のような形態のさまざまな暴力が例示されている〔20 ～ 32〕。

◆放任（ネグレクト）または怠慢な取扱い：身体的ネグレクト、心理的・情緒的ネグレクト、子どもの身体的または精神的健康のネグレクト、教育的ネグレクト、遺棄など
◆精神的暴力
◆身体的暴力
◆障害のある子どもを対象とする強制的不妊手術、治療を名目とする暴力など（物乞いをさせるため意図的に障害を負わせることも含む）
◆体罰
◆性的な虐待および搾取
◆拷問および非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは処罰
◆いじめなどの子ども同士の暴力および自己危害（摂食障害、有害物質用、自傷行為、自死など）
◆有害慣行：女性性器切除、四肢切断、強制婚・早期婚、「名誉」犯罪など
◆マスメディアにおける暴力
◆情報通信技術（ＩＣＴ）を通じた暴力
◆子どもの権利の制度的および組織的侵害

これらの暴力に対応するため、各国は「子どもの権利アプローチ」にのっとった「国家的調整枠組み」を策定・実施することが求められる（VI 章）。

このアプローチは、条約の一般原則（差別の禁止／子どもの最善の利益／生命・生存・発達／子どもの意見の尊重）を指針としながら「義務の保有者が権利を尊重、保護および履行する義務を果たす能力および権利の保有者が自己の権利を請求する能力を発展させることにより、条約に掲げられた子どもの権利の実現を前進させるアプローチ」と定義されている〔59〕。日本の第 2 回報告書審査で要求された「権利基盤アプローチ」と同様の概念と理解できよう。

簡単に言えば、子どもが自らの権利を行使できるように、そして子どもを取り巻くおとながその義務を履行し、かつ子どもの権利行使を適切に支援できるように、それぞれのエンパワーメントを図ることが求められている。一般的意見の概要を述べたパラグラフでも、

「子どものエンパワーメントと参加が、子どもの養育および保護のための戦略およびプログラムの中心となるべきである」〔3(e)〕

と強調されているところである。

他方、一般的意見 13 号では 12 号のように場面・状況ごとの対応のあり方がまとまった形で提示されておらず、実践的には必ずしも活用しやすいものではない。この点、子どもに対する暴力についての包括的な政策や行動計画を立案する際には配慮が必要である。「子どもに対する国家の暴力」（2000 年）と「家庭および学校における子どもへの暴力」（2001 年）についてそれぞれ取り上げた一般的討議の勧告をあわせて参照することも有用であろう。

日本は、第 1 回報告書審査（1998 年）の際、学校における暴力（とくに体罰・いじめ）を根絶するための包括的行動計画の策定・実施を勧告されている（総括所見パラ 45）。また、第 3 回報告書審査（2010 年）では「子どもに対す

る暴力に関する国連研究」報告書（2006 年）の勧告をフォローアップすることも求められた。家庭、学校、施設をはじめとするさまざまな場面で子どもが暴力の被害を受けていることにかんがみ、今回の一般的意見もふまえながら総合的対策を講じていくことが必要である。

＊　　＊

なお、国連・子どもの権利委員会は現在、子どもの最善の利益（条約 3 条）や遊ぶ権利（31 条）についての一般的意見の作成作業を進めている。女子にとって有害な伝統的慣行（24 条 3 項）についての一般的勧告／意見の作成も、女性差別撤廃委員会と共同で進行中である（女性差別撤廃委員会は「一般的勧告」の用語を用いている）。2011 年 9 月 16 日にはビジネス・セクターと子どもの権利に関する一般的意見の作成にむけて専門家会合が開かれた。今後採択される一般的意見についても、本誌で適宜紹介していく予定である。

◆一般的意見や一般的討議の勧告の日本語訳は、筆者のサイトを参照。
http://www26.atwiki.jp/childrights/pages/32.html

Report 4

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2011 in 泉南

～「子どもにやさしいまち」の実現～

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局　宮﨑　静香
群馬県保育園長　樋口　和子

2011年9月18日(日)～19日(祝)にかけて、10回目を迎える全国自治体シンポジウム「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2011 in 泉南」が、大阪府泉南市を開催自治体として、泉南市立文化ホールを中心に開催されました。参加自治体数63、全体会参加者数276人7分科会で合計298人、2日間で延べ574人の参加でした。

阪神淡路大震災、中越地震、そして3月11日に起きた東日本大震災などを経験して、危機的な状況の中で生活する子ども達への自治体支援や、復興は子どもと共にとりくみ、その結果が前以上の暮らしを実現するものを考えなければならないということが、幾度となく語られました。けれども東日本大震災でもそれは十分ではなく、改めて大人たちが子ども達と共に「子どもの参加」をめざしたとりくみを積み重ねることが重要であることを共有し、こうした時期であるからこそ国連ユニセフがいう「子どもにやさしいまち」の実現をめざすという、実行委員会の決意が様々なところで感じられる2日間でした。

【第1日目】

第1日目はオープニングセレモニーとして、シンポジウム実行委員長である東洋大学の森田明美教授による開会の挨拶、泉南市の向井通彦市長による歓迎の挨拶や、地元泉南市の鳴滝小学校演劇クラブの子ども達による平和の大切さを訴えるための戦時下の子ども達の貧困と悲しい死を描いた劇が上演されました。夏休みを使って練習を続けた子ども達の演劇には参加者一同胸を打たれました。

全体会の第1部は、浜田進士（関西学院大学）さんをコーディネーターにして今回の会議の開催の意義を問うものとして設定されたシンポジウムでした。

■テーマ「大震災後の社会と子ども支援」
～阪神淡路大震災から東日本大震災へ～

阪神淡路大震災と東日本大震災の両方に、教員、NGO,NPO, 行政といった違う立場から震災時の子ども支援に関わってこられた4人のシンポジストによる映像を交えた実践的多面的な報告と問題提起は、東日本大震災から遠い地域で開催

されたシンポジウムであったにもかかわらず、参加者の胸を打つ議論でした。子どもの権利を大切にした活動や復興における市民と行政、教育と福祉、地域相互などの「子ども支援のネットワーク」のとりくみとおとなたちが抱える課題が熱く語られました。

〈シンポジストと内容〉

「東日本大震災における子どもの被災状況と子ども支援」
近藤智春さん（岩手フィールドマネージャー兼教育専門官、日本ユニセフ協会盛岡事務所）

「災害時の子ども支援における自治体と NPO の協働」
桑原英文さん（JPCom 代表、一般社団法人コミュニティ・4・チルドレン代表理事）

「防災教育と子ども支援・参加～防災教育は特別なことではない～」
諏訪清二さん（兵庫県立舞子高等学校・環境防災科長）

「泉南市における防災のまちづくり」
向井通彦さん（泉南市長（技術士））

震災下における子ども支援のとりくみが行われるために必要なものは何であるのか、東日本大震災での子ども支援の現状報告を受けて、過去の震災での経験を活かし、今後の子ども施策をどのように展開していくべきかといった議論がなされました。

第 2 部では、森田明美さんによる基調講演「『子ども・子育て新システム』が問いかけた自治体子ども施策」が行われました。この夏に中間報告が提出された「子ども・子育て新システム」と「幼保一体化」の議論を手掛かりに、この 10 年間での親の離婚などの理由によるひとり親家庭の増加、子どもへの虐待の増加を挙げ、今までの「子どもは家庭で育つもの」といった認識を転換し、子育て支援の充実をはかり、子どもの権利を守ることが出来る社会の形成が必要だと訴えました。また、東日本大震災の被災地で暮らす子どもや子育て家庭の支援についても、どのようなものを各自治体が市民と協力して展開すべきなのか、またそれを実施するために必要なコーディネーターの役目を担う人材の必要性が示唆されました。

【第 2 日目】

第 2 日目は 7 つの分科会で、それぞれのテーマや立場から「子どもにやさしいまち」の実現について、自治体関係者や研究者、NPO 活動を実施する支援者の立場からの様々な報告や意見交換がなされました。

第 1 分科会では、「子ども条例の制定と実施―子どもにやさしいまちを作る子ども条例―」のテーマから、北海道札幌市、福岡県志免市、大阪府箕面市での子どもの権利条例の制定と条例に基づく政策や施策・事業の実施についての報告をふまえ、条例の運営に関する報告や評価の実施がどのように行われているかについて議論が行われました。

第 2 分科会では、「子どもの相談・救済」をテーマに、子どものサインや話を受け止め、必要に応じて関係の調整をはかりながら、子どもの最善の利益をはかり、子どものエンパワーメントを支援出来る相談・救済機関や事業などへのとりくみの実施についての議論が深められました。また、子どもの自尊感情や自己肯定感に

ついても取り上げ、子どもは辛い苦しい体験をしても、周囲の環境に支えられながら安心感や自己肯定感を回復する事が出来るとし、子どもを取り巻く環境として相談機関の連携や必要な制度の広報についての重要性を確かめ合うと共に、近年増え続けるメールでの相談の有用性についても議論が行われました。

第 3 分科会では「子どもの居場所づくり―奪われた居場所を子どもとともに創造する」をテーマに、東日本大震災後における子どもの居場所の喪失と確保の観点から、子どもの意見表明権をふまえた子どもの居場所づくりが必要であるとし、被災地での子ども支援の活動報告はじめ、中越大地震後の子どもを中心に据えた防災対策の観点から、またドイツの子どものまち「ミニ・ミュンヘン」の実践を参考にした民間でのとりくみの観点からの報告と議論が行われました。

第 4 分科会では、「子どもの参加と支援」をテーマに実践報告と議論が行われました。舞子高等学校防災環境科の高校生の支援ボランティア報告では、高校生がボランティアに参加する意味やボランティアのあるべき姿についての報告が行われました。その他。愛知県犬山市の子どもが参加する学校建築の実践報告や三重県の子ども会議のとりくみ、長野県の「子ども権利条例」の制定実現にむけてのとりくみの報告が行われました。

第 5 分科会では「次世代育成支援地域行動計画における乳幼児期支援の具体化」をテーマに、待機児の解消や「保育の質」の向上について東京都世田谷区、神奈川県秦野市、大阪府泉南市、高槻市、堺市から報告が行われ、自治体が子ども施策の改革を実行するために事前の保育ニーズを調査により分析・把握した上で、各自治体における人的・物的資源を最大限に活用するための地域ネットワーク作りが必要であり、その施策実践の評価については子どもの視点での評価が行われる事が重要であることが確認・議論されました。

第 6 分科会では「子ども虐待への対応と連携・ネットワーク」をテーマに、東京都葛飾区における子ども家庭支援センターの設立からネットワークづくりに至るこれまでの過程や、大阪府豊中市においてのアウトリーチ型の子育て支援事業の推進やこども家庭相談室によるとりくみ強化 (通報後、48 時間以内の安全確認など)、その他大阪府でのスクールソーシャルワーカーのとりくみ、泉南市の虐待未然防止のためのネットワークづくりのとりくみについての報告がなされ、今後の課題についての議論が行われました。

第 7 分科会では「子どもの貧困・格差と自治体施策」をテーマに、渋谷区の特別支援教育のとりくみ、千葉県八千代市の生活保護受給世帯とひとり親家庭の子どもの学習支援のとりくみ、大阪府教育委員会による高校中退の未然防止のとりくみ、大阪府立西成高等学校での反貧困学習のとりくみについて報告がなされ、教育と福祉の連携、学校と地域の連携等、施策課題について話し合われました。

今回初めて試みられた公開総括会議には 100 人ほどが参加し、熱心な議論が交わされました。聞くだけでなく、参加し、提案していくことの重要さを感じた光景でした。

2日間にかけて行われた今回のシンポジウムを通して、今後の「子どもにやさしいまち」の実現をめざす上で行政と民間が連携し、必要に応じて適宜かつ迅速に支援を実施することが出来る体制を各自治体で整える必要であると同時に、震災下にある子ども達、虐待の危険にさらされる子ども達、地域の子育て家庭などへの切れ目のない支援体制の構築が急務である事を痛感しました。そして、支援を必要とする側と支援をする側を繋ぐ際の、また行政と民間の連携を繋ぐ際のコーディネーターの役割機能を担うことが出来る人材や機関の育成を視野に入れる必要があると感じました。

（宮﨑静香）

「第5分科会 次世代育成支援地域行動計画における乳幼児期支援の具体化」に参加して

次世代育成支援後期行動計画がスタートして2年目、私がこの分科会でまず感じたことは、待機児童対策のとりくみの多様さである。待機児童が多くいる自治体では、待機児童解消のために必死に多様なとりくみが行なわれているということである。子どもを抱えて働き続けるために、保育施設を求めている保護者を前に、よりよい方法を探してとりくむ自治体の職員の報告に驚いた。

私の自治体では、弾力化として、今まで物が置いてあったスペースを利用して定員を増やすといったとりくみや、新設園では4、5歳児への入所までには年数がかかるが、その間であっても生じるスペースを利用し、1、2歳児を臨時的に受け入れるという定期利用保育を実施している。また、小・中学校の敷地内の余裕のある敷地に分園を建て、待機児童の解消を行なっている。

まず、希望する子どもを受け入れるための子どもの受け皿をどうするかということを喫緊の課題と捉え、限られた資源の中であらゆる有効なスペース利用と方法を考えていかなければならないと感じた。待機児童解消は、様々な視点から考えてとりくみを行なう必要があると思った。

また、ただ待機児童解消のために受け皿を増やせばいいということだけではなく、質の確保と向上も同時に考えなければならない。地域の保育関係機関がネットワークを組み、質の向上

にとりくむ試みの報告が印象的であった。報告自治体では、指導育成部会を設置し、保育士、看護師、栄養士、さらには退職した保育園の園長等をメンバーにして、支援チームを作り、各施設を巡回し保育内容についての相談や、指導を行なっている。それだけではなく、研修会等も企画し、情報交換を行い、質の向上を図っている。民間の保育園では、保育内容等の相談をするところは限られると思うので、相談、指導をしてもらえるネットワークは意義のあることだと思った。というのも自園だけでは気が付かないことも、他園と情報交換をすることで気付きがうまれると思うからだ。

第 2 に印象的だったことは、子育て支援のあり方である。秦野市の公立幼稚園のとりくみである。統廃合して公立認定こども園になり、ファミリーサーポートセンターでは、幼稚園の親御さんが支援会員になり保育所の子どもを迎えにくると伺った。同じ敷地に通う保護者同士に、こういう関係性が自然に生まれることは、こども園ならではだと思った。まさに支援を必要とする人と支援のできる人を繋ぐ役割を担っている。これだけではなく、一時保育を 3 歳以上児は 1 時間 100 円で実施していて、とても人気があるという話を伺った。この料金であれば誰もが気軽に利用し易く、人気がでるのもうなずける。また、公立、民間の幼稚園、保育園の園長連絡会もあると伺い、市全体で取り組んでいる様子が分かり、随所に子育て支援の温かさを感じた。

今回のお話の中で、自治体のこども施策の改革を行なうには、保育に対する確固たるビジョンを持って、ニーズ調査を行い、実際のデータを含めて正確に考えていくことが重要だと思った。保護者や市民に説明する時には、意見交換会等を実施して、丁寧な対応をする必要がある。そして、子どもの視点で施策の評価を行ない進めていくことが重要となる。一方で問題なのは、乳幼児期の子どもを持つ保護者は市民としての暮らしをはじめたばかりの人たちが多く、確かな情報が得られなかったり、情報を適切に判断できない人がいることである。このような人たちには、その立場に立って考えた仕組みが必要になってくる。また、専門情報として、何をどういう風に判断すれば何がわかっていくのか、情報を読み解く方法論のようなものを、各自治体で作る必要性がある。そして、子どもが育っていく時に適切な情報が得られるような社会にしていかなければならないということを感じた。　　（樋口和子　群馬県保育所長）

Report 5

第11回「子どもの権利条約具体化のための実践」
助成事業報告③

子ども国会2010年度活動報告

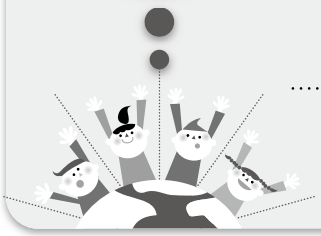

子ども国会実行委員会　森田　聡

Ⅰ 活動のねらい

私たち子ども国会実行委員会は、「みんなが“豊か”に生きていける未来の実現」を目標として活動しています。「子ども国会」は、2004年より毎年開催されてきました。

子ども国会では、中高生の年齢にあたる子どもたちが全国から集まり、社会の様々な問題について話し合い、自分たちなりの意見をまとめ、解決のための筋道を考えます。社会における諸問題を真剣に考え、議論することは、参加する子ども一人ひとりにとって豊かな心を持つきっかけとなり、それはさらに彼らを取り巻く大人、ひいては、社会全体の向上につながると私たちは考えています。

子ども国会では、普段出会うことのない、学校や年齢を超えた様々な人たちと出会い、多くのことに関心を持ち、視野を広げ、社会に声を届けることが出来ます。その機会と場を作ることが私たちの活動です。

Ⅱ 第7回子ども国会本会

第7回子ども国会は、2010年8月18日と19日に国立オリンピック記念青少年総合センター、参議院議員会館、参議院別館特別体験プログラム会場で、1泊2日で行われました。小6から高3まで18人の参加者たちは、それぞれ6つの分科会（児童労働・教育格差・環境問題・経済格差・地域交流・子どもの権利）に分かれ、話し合い、考え、素晴らしい宣言書を作りあげてくれました。

(i) 当日の流れ

●開会式

いよいよ子ども国会の開会。多くの議員の方からのメッセージが届いており、参加者たちは、子ども国会のスタートを目の前に気合いをいれたことでしょう。

●アイスブレイキング

初対面の参加者同士の緊張をほぐすために、まず分科会ごとにアイスブレイキングを行いました。良い討論をするためには、お互いを知ることも大切。自己紹介を中心にして行い、各分科会で違う方法をとりながら仲を深めていきました。その後、全体でのアイスブレイキングを行いました。内容は、人間知恵の輪。参加者全員が輪になって手をつなぎ人の間を通ったりねじれたり飛びこえたりしてぐちゃぐちゃになります。それを、言葉だけで元の輪に戻していきます。大きな輪を元

に戻すのにはひと苦労。参加者全員がうまく解けるようにコミュニケーションをとっていました。アイスブレイキングの目的である、アイス（緊張）をブレークする（ほぐす）目的は大いに達成されたようです。

●お昼

〈1 日目〉

分科会ごとに分かれ食事をし、会話することでお互いのことをより知ることができたようで、活発な会話が聞こえていました。きっと、午後の良い討論につなげられたのではないでしょうか。また、同じ分科会に属さない参加者と自由に話せる最初の機会だったため、充実したお昼でした。

〈2 日目〉

もう分科会メンバーとも仲良くなった 2 日目のお昼。お互いの意見を交わすためのコミュニケーションが中心になっていました。それもそのはず、午後には参議院議員会館での発表、特別体験プログラム会場での採択が待っているからです。少しでも観衆にわかりやすく伝えるためギリギリまで打ち合わせを続けていました。1 日目、2 日目の午前を通して議論を交わすことによって、参加者が自分の意見を伝えることの面白さを改めて実感したのではないかと思います。

●討論

開会式後のアイスブレイキングを挟み午前中に討論に入った分科会もありましたが、昼食後には全分科会が討論を開始しました。アイスブレイキングや昼食のおかげで参加者同士の距離が近く、白熱した話し合いが繰り広げられました。今年は、分科会により平均年齢に差が出てしまったこともあり、討論の進行も分科会によって違ったようです。しかし、参加者は積極的に自分の意見を述べていて、とても有意義な討論が出来ていたという印象です。また参加者がとても楽しんでいるように見えました。

夕食後はそれぞれの討論も詰めの作業に入りました。翌日の発表にむけ各分科会の話し合いも終盤に入り、一心不乱にまとめていました。これまでの話し合いの内容を理解し整理することに参加者自ら率先して励んでいました。既定の時間を超えてしまった分科会は自主的に集まり作業をしていたようです。

●発表

国立オリンピック記念青少年総合センターから、参議院議員会館へ移動しました。各分科会が 1 泊 2 日で話し合ってきたことを 6 分という短い時間に凝縮して発表しましたが、模造紙を使ってわかりやすく説明したり、参加者が劇も交えた発表をしたり、添乗員としてツアーをしたりと分科会によって形式も様々でした。子ども議員が自ら考え出した提言を達成感に満ちた顔で発表する姿はとても輝いていました。

●採択

参議院別館特別体験プログラム会場で採択が行われました。議員会館とはまた違った緊張感がありました。議員の方が来ていたことも緊張感をもたらしていたのだと思います。

普段味わうことのない厳粛な雰囲気の漂う会場で、真剣に採択を行ったことは貴重な経験になったことでしょう。

採択の後には原口一博議員などのお話もいただき、子ども国会の存在や子どもの声の大切さを改めて感じました。さらにこれからの将来を担うのは今の私たちである、ということを実感することが出来ました。

●閉会式

1 泊 2 日は本当にあっという間でした。参加者一人ひとりに参加認定書が授与された時、子ども国会で過ごした充実した時間を振り返り達成感を得たことでしょう。2 日間を共に過ごした分科会のメンバーはとても仲が深まり、互いの健闘を称え合いました。この経験は、彼らの将来に少なからず変化をもたらすのではないかと思います。

(ii) 宣言書の内容

1. 児童労働
- 私たち日本人が児童労働の実情を把握する。
- 日本が優れた技術を提供することによって、効率の悪い児童労働を減らす。
- ODA が軍事費ではなく教育費に使われるようにチェックできるようにする。
- 日本企業が末端の下請け工場の環境をきちんと監査する。
- 子どもたちが安全な環境で働いて、作った商品であることがわかるマークを作る。
- そのマークをつかって、国内で危険な児童労働に反対するキャンペーンをはる。

2. 教育格差
- 大学生ボランティアによる補習、学習支援のシステムの充実をはかる。
- インターネットを通した申込を国立の団体が運営し管理する。
- 大学側にはシステムの参加の承諾を打診。
- 参加地域は都道府県別。
- 第三者による「高校の授業の質」の評価・監査をおこなう。
- 評価すべき観点をチェックボックスにまとめその傾向と総数をグラフに表し判断。
- その調査は抜きうちでおこなわれるようにする。
- 評価するために国が独立機関をつくるか、無作為に選ばれた大学教員がおこなう。

3. 環境問題
- 国民全員が“エコ”について自分の意見をもてるようになる。
- たくさんの人にエコ研修というシステムを活用してもらう。
- たとえば、修学旅行でエコを考えるプログラムを取り入れるなど。
- 国が「特定エコ商品」という規格を作る。
- そして、一定の基準を満たしたものだけに“特定エコ製品マーク”をつける。

4. 経済格差
- 『昇進・正規雇用のための奨学金制度』を国が策定する。
- 『昇進・正規雇用のための試験』を国が会社に設けさせる。
- その対象は、年収 300 万円以下で向上心の

ある人に限定する。
・または、平均年収が 300 万円以下の企業でもよい。
・この制度がうまく機能すれば、低収入の人が減少する。

5. 地域交流
・高齢者のための交通機関改革を施行してほしい。
・カーシェアリングを充実させて、高齢者と一緒に出かけてもらう。
・乗せる側のメリットのために、保育サービスやクーポン券を発行する。
・バスを行事やイベントに合わせて運行する。
・地域のイベントに高齢者が参加する時は、タクシーの割引券を配布する。
・自転車の安全のためにガードレールをつくる。
・地域活性化パトロールプロジェクトを行う。
・パトロールによって、高校生と老人をつなげる。

6. 子どもの権利
・子どもの権利条約に第 0 条「すべての子どもに愛情を」を入れる。
・虐待を受けている子どもたちを地域ぐるみで守る。
・子どもの権利条約について、学校でもっと教えるようにする。
・子どもの声が届きやすい場を提供する。

(iii) 子ども議員の感想

今回初めて子ども国会に参加させていただき、最初は緊張していましたが、同じ分科会の仲間とすぐに打ち解けられ、積極的に意見を交わし合うことができ、それにより、他の仲間の別の考えが聞けて、自分の考えをさらに深めることができました。
子ども議員として子ども国会に関われるのは今年が最後なのですが、今後もこのような活動に参加し、さまざまな人の様々な考えや価値観に触れ、自分の考え方や視野を広げていきたいです。（高 3）

初めての子ども国会で、とても緊張して、ガチガチだったけど、とても楽しく積極的に意見を述べることができました。来年は受験シーズンなので、来られるかどうか分からないけれど、機会があれば、行きたいと思っています！！
まだまだ勉強不足だったので、けっこう大変だったけど、来年はもっと勉強してくるつもりです。それではこれからもがんばります！！（中 2）

私は会話や文章をまとめることが苦手なので、今回初めての参加だったのですごく不安でした。でもグループの子が私の発言をサポートしてくれたりと、とても気軽に意見が言えたり、大学生との討論では学ぶことが沢山ありました。「地域交流」は、私たちにとって身近でとても大切な内容だと思っています。この内容で真剣に話し合いができたことは自分にとって良い体験になったし、また自分が発言したことについて助言をもらえる喜びを知りました。（高 2）

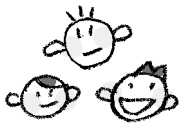

Ⅲ ロビイング活動

(i) ロビイング実施概要

子ども国会では子どもの声を社会に伝えるため、8月の本会で採択した宣言書を国会議員や官庁の方にお渡しして意見を交換する『ロビイング』という活動を行っています。

(ii) 当日の流れ

衆議院第一議員会館の中川秀直議員のお部屋へ伺い、まず宣言書をお渡しして子ども国会について紹介し、ロビイングの主旨等を説明しました。

次に中川議員から自己紹介を頂き、参加者および実行委員の自己紹介を行いました。そして「児童労働」「教育格差」「環境問題」「経済格差」「地域交流」「子どもの権利」の6つの分科会がそれぞれ宣言書の内容を発表しました。中川議員からは宣言書について「是非子どもの声を参考にさせて頂きたい」とのお言葉を賜りました。また、意見交換として、子ども議員から「日本の50年後・100年後の未来はどうなると考えているか」「今のねじれ国会という状況をどう思うか」といった質問がありました。日本の将来に関しては、「未来のことを考えられる、また考えなければならない時代が来ている。人々の努力が報われ、希望を持って生きていけるような未来を創っていくことが大切だと思う。」とのお答えを頂きました。また、ねじれ国会については、「民意を真摯に受け止めて、与党・野党という言葉に縛られず、全員が協力して政治を行っていかなくてはならない」とのお答えでした。

最後に中川議員の今後の計画などのお話を伺い、子ども国会に対する激励も頂きました。

Ⅳ 子ども国会カフェスタ ～出会う、考える、伝える～

今年の3月26日、震災の影響で参加者が減ってしまったものの、19人もの子どもたちが国立オリンピック記念青少年総合センターに集まり、6つの分科会「私。未来。社会。」「討論 of the 討論」「戦争と平和」「Café de Judge」「理想の話し方」「ITで食糧廃棄 MONDAI 解決!!」に分かれて1日話し合いました。開会式が終わったら、分科会ごとにアイスブレイキングをしてさっそく討論をスタート。お昼も分科会ごとで食べ、絆を深めることができました。午後は、話し合ったことを発表できる形に整えていき、最後に分科会ごとで発表を行いました。子ども国会とは違ったテーマばかりで、新鮮な議論ができました。

Ⅴ 子ども国会のこれから

2010年度の子ども国会は、歴代の実行委員が築いてきた伝統も大切にしながら、新しいものも次々と取り入れていきました。しかし、根底にある「参加者第一」「豊かな未来の実現」という視点は変わらず、子どもたちが自らの力で考え、話し合い、意見を発信していくことの手助けはずっと続けています。

現在は、8月に開催される第8回子ども国会本会のための準備をしています。また、意欲あふれる子どもたちとの出会いを通じて、子ども国会はこれからも成長していきたいと思います。

Report 6

第11回「子どもの権利条約具体化のための実践」
助成事業報告④

「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」

東京・日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス実行委員会
実行委員長　角田　仁

1　実施の概要

背景　3.11 震災以降も進行する多文化共生社会

2011 年 3 月 11 日の震災によって、多くの外国人が日本から母国に帰国したことが報道されている。その詳細については慎重な調査がされる必要があると考えられるが、2010 年度においても着実に日本において定住する外国人が定住化しつつある。例年報告される法務省の統計によれば、日本全国における外国人登録数はすでに 200 万人を越え、法務省の「平成 22 年版　出入国統計」によれば、「平成 21 年末現在の外国人登録者数は、218 万 6,121 人で、過去最高を記録した 20年末と比べ3万1,305人（1.4%）減少しているが、10 年前の 11 年末に比べると約 1.4 倍となっており、長期的には増加傾向にある。また、平成 21 年末現在における外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,751万人の 1.71%に当たり、20 年末の 1.74%と比べ 0.03 ポイント低くなっているが、11 年末に比べ 0.48 ポイント増加するなど、長期的には増加傾向にある」とされている。

外国人労働者の受け入れはすでにかなりの日本の産業分野ですすみつつあり、それに伴う労働者と家族の定住化が顕著になっている。

また、日本人と外国人との国際結婚も増加し、国籍は日本でも、外国につながりのある子どもたちが着実に増えている。

上記の状況は、日本の社会が着実にアメリカ合衆国やヨーロッパ諸国、オーストラリア、ニュージーランド等の先進国と同様に、外国人労働者が母国へ帰国する割合が減少し、日本社会のメンバーとして定着しつつあるといえる。このことは、日本社会が移民社会化あるいは多文化共生社会化していることを意味している。

しかしながら、社会・経済の大きな変化が進行しているにもかかわらず、日本の教育に関してはいまだそのための対応が不十分であると各方面から指摘されている。

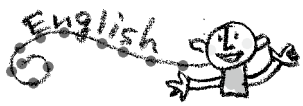

日本語を母語としない、外国につながりのある子どもたち

文科省が発表している「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成20年度）」によれば、「1. 我が国の公立小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、28,575人（平成19年度25,411人、以下かっこ内は平成19年度数値）で、前回から12.5%増加している。学校種別では、小学校19,504人（18,142人）、中学校7,576人（5,978人）、高等学校1,365人（1,182人）、中等教育学校32人（25人）、特別支援学校98人（84人）である。2. 在籍学校数は 全体で6,212校 5,877校 と前回調査より5.7%増加している 。学校種別では 小学校3,791校 3,639校 中学校2,028校 1,876校 高等学校342校である。3. 母語別では、ポルトガル語11,386人（10,206人）、中国語5,831人（5,051人）、スペイン語3,634人（3,484人）となっており、これまでの調査同様、ポルトガル語、中国語及びスペイン語の3言語で全体の7割以上を占めている」と報告されているように、日本語指導が必要な生徒は増加している。

しかしながら、日本の学校教育においては、小・中学校に入学してきた外国につながる子ども、日本語を母語としない子どもに対しての日本語支援や不就学などの課題だけでなく、後期中等教育における高校進学率の低さ（全国平均で50%前後と言われているが、正確な数字は公表されていない）など様々な問題が依然として指摘されている。日本人の子どもの高校進学率が95%を超えているのに対し、外国につながる子どもたち、日本語を母語としない子どもたちの50%前後と言われる高校進学率は大きな格差がみられる。

とくに高校入試直前に来日した外国につながる子どもたち、日本語を母語としない子どもたちは、高校入試の壁は大きな壁である。

高等学校が政府の方針により授業料が無償化されている現在、この格差は、世界人権宣言や子どもの権利条約、日本国憲法の精神に照らしてみるならば大きな問題といえる。

この格差の原因はさまざまあげられるが、日本語を母語としない、外国につながる生徒と家族が、日本の教育制度や高校入試等についてのアクセス権が不十分であること。日本語の力が不足していること、中学校等での支援が不足していること、などが指摘されている。こうした親子にとって、日本の高校入試の制度や仕組みが理解できないことにより、高校進学をあきらめざるを得ない状況は深刻である。

どこの高校に入学できるのかどうか、高校入試のためにはどのような勉強と準備が必要なのか、高校へ進学するためにはさまざまな情報が必要である。また、高校卒業後にどのような進路を選択することができるのか、進学が就職か、キャリア・ガイダンスへのアクセスが圧倒的に不足していることが理解できる。

この意味で、高校進学率がおよそ50%であるということは、中卒のままの子どもたちが残りの半分であり、後期中等教育を受けることができていないこと、発達する権利、教育を受ける権利が保障されていないと言わざるを得ない。日本語を母語としない、外国につながる子

どもたちのこのような現状は日本社会における大きな人権問題と言わざるを得ない。

東京都内における日本語を母語としない、外国につながる生徒の現状と課題

東京都における外国人登録数は、2010（平成22）年4月にはついに41万人を超え、人口の約3%に到達しており、全国第1位である。

具体的な外国人児童・生徒数は、小学生：5,480名、中学生：2,870名であり（平成22年度公立学校統計調査）、引き続き増加していることが分かる。

なかでも外国人児童・生徒の中でも、「日本語を母語としない子ども」の教育が課題である。これまでも指摘されているように、日本語を母語としない子どもの多くは、高校に進学できないか、あるいは都立の定時制高校等に多く入学していることが知られている。その理由は、第一に、多摩地区など一部の地域を除いて、入学が比較的しやすいこと、四次入試まで実施していた高校もあり、都教委の指導で「定数内不合格」にならないことにより多くの生徒が合格できたこと、第二に、小規模の定時制高校特有の家庭的な雰囲気によって、多様な生徒が受け入れられてきたこと、また、定時制の教職員の理解があったこと、第三に、不況下における経済的な理由、家庭の経済的事情によって、定時制高校を希望する生徒が多いことがあげられてきた。しかし、指摘されているように、定時制高校だけでなく、都立高校において、日本語支援の制度がようやく開始されていたが（外部人材による日本語支援）、一部の教科だけの「取り出し授業」しか実施されていないのが現状である。

多国籍・多言語化する子どもたち

東京都立高校の特徴として、他県の外国人集住地域と異なり、多国籍・多言語化があげられる。群馬県、栃木県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県など、地域の特色ある産業によって、日系ブラジル人、ペルー人や外国人労働者とその家族が集住しているのに対して、東京においては、多国籍、多言語化にみられるように多様な子どもたちが在籍している。全国第1位の外国人登録者がいるにもかかわらず、顕著な集中地域がみられずに、多様な住民が全体として混在しているのが東京の特徴である。

このような子どもたちとその家族、地域の特徴のため、東京都においては、日本語を母語としない、外国につながる子どもたちへのさまざまなとりくみが、他地域の集住地域に比べて遅れていると指摘されている。

すでに承知のように、神奈川県や埼玉県などにおいては、教育行政（教育委員会等）とNPOやボランティア団体等とが連携してネットワーク組織をつくり、高校進学情報などを当事者に周知するシステムが取り入れられているにもかかわらず、東京都においては、2005（平成17）年より「日本語を母語としない親子のための東京・日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス実行委員会」に対して教育委員会による後援名義を出すことにとどまっている。

実行委員会をつくり子ども支援をすすめる

このような状況下で、2001 年より「日本語を母語としない親子のための東京・高校進学ガイダンス実行委員会」がつくられ、外国につながる親子、日本語を母語としない親子のために、主に高校進学にむけての最低限度の知識や日本の教育制度、高校進学の意義などについて理解を深めてもらうことを目指された。最近では、毎年 300 名を越える参加者があり、日本語を母語としない親子、外国につながる親子がいかに都立高校や都内の私立高校に関する高校の情報を必要としているのかがよくわかった。また、毎回参加者に対して、アンケートをおこない、参加した子どもたちの状況をデータとしてまとめ、社会に公表し、教育行政など関係機関への働きかけをすすめてきている。

2008 年 6 月には文部科学省から「外国人児童生徒教育の充実方策について（報告）」が出され、日本語支援と国際理解（多文化共生）教育の推進が提言されている。さらに、2009 年 12 月には「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会（主宰：中川正春文部科学副大臣）」が設置され、定住外国人の子どもや留学生を含む外国人に対する日本語教育や就職支援等の課題について有識者等との意見交換等が行われた。その内容は、「（1）定住外国人の子どもを含む外国人に対する日本語教育の在り方について。（2）留学生を含む外国人が来日する前の日本語教育の在り方について。（3）留学生の就職支援の在り方について。（4）定住外国人の子どもや留学生を含む外国人に対する国・地方公共団体・企業が一体となった支援方策の在り方について」である。

具体的には、「高等学校への受入れについては、定時制、通信制の活用も含め、日本語指導をはじめ、幅広い受入れ環境の整備を支援するとともに、就業体験などのキャリア教育を推進」することが求められている。

このように懸案であった政府のレベルにおいて徐々にではあるが、日本語を母語としない、外国につながる生徒の高校進学についてもその受け入れについてすすめられるようになってきている。この方針を自治体レベルでどのように実現していくことができるかが課題である。

2010 年度の進学ガイダンスの実施について・・・都内南部地域で新たに開催

2010 年度においては、これまでと同様に「多文化共生センター東京」、「CTIC ／カトリック東京国際センター」、「MCE ／多文化共生教育研究会」、「CCS ／世界の子どもと手をつなぐ学生の会」、「MIA ／武蔵野市国際交流協会」、「ピナット」の 6 団体による実行委員会にからさらに、「八王子国際協会」、「OCNet ／外国人とともに生きる大田市民ネットワーク」、「IWC ／国際市民の会」の 3 団体が加わり年間計 5 回、「日本

語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」を開催することになった。

新しく実施できた会場は、多摩地区の八王子と 23 区南部の蒲田である。これまで 23 区の広尾で実施してきたのであるが、2009 年度から多摩地域の武蔵境においても実施することができ、さらに、他の 2 地区でも開催できたのは意義深いといえる。

これらの地域では、それまで地域で日本語支援や生活・労働支援に取り組んできたそれぞれの団体が地元の教育委員会の後援も得て実施できたことはとくに注目される。

各会場でのガイダンスのプログラムは、第 1 部では、教員ボランティアたちを中心として、日本の教育制度と都立高校と私立高校、通信制の入試の仕組みについて説明を行った。昨年度と同様、夏は 3 言語（英・中・韓・スペイン・タガログ、タイ、ミャンマー）で、秋も同様に 8 から 9 言語 30 名を超す通訳者を配置し、言語ごとにグループを作り逐次通訳を行った。

また、昨年度から、生徒たちによるパフォーマンスを取り入れたが、東京都内の都立高校に在籍している生徒たちで、ヒップホップなど若者たちにダンスパフォーマンスは参加者たちに感銘を与えていた。

ガイダンスの第 2 部では、これまでと同様に、高校生になった先輩から、来日して困難だったこと、高校受験をどのように乗り越えたのか、など当事者として話をしてもらった。

第 3 部では、個別の教育相談を実施した。個別相談では、都立高校、私立高校の教員が中心となり、参加者からのさまざまな悩みや不安などの相談に対応した。本年度も東京都高等学校教職員組合の賛同もあり、多くの高校教員が参加し個別相談にとりくみ、さまざまな相談内容に対応することができた。

(1) 主催、後援など

□実施：東京・進路ガイダンス実行委員会
CCS ／世界の子どもと手をつなぐ学生の会
MCE ／多文化共生教育研究会
多文化共生センター東京
CTIC ／カトリック国際センター
MIA ／武蔵野市国際交流協会
ピナット
八王子国際協会
OCNet ／外国人とともに生きる大田市民ネットワーク
IWC ／国際市民の会

□主催：特定非営利活動法人多文化共生センター東京
□後援：東京都教育委員会
□協賛：JICA 地球ひろば
□賛同：東京都高等学校教職員組合、東京都公立学校教職員組合
□助成：子どもの人権連

(2) ガイダンス参加者集計

7 月 4 日に、JICA 地球ひろばにて開催し、106 名の親子が参加した。

7 月 11 日、武蔵野スイングビルにて開催し、123 名の親子が参加した。

10 月 3 日、JICA 地球ひろばにて開催し、85 名の親子が参加した。

10 月 24 日、大田区役所にて開催し、47 人の親子が参加した。
10 月 31 日、八王子クリエイトホールにて開催し、27 名の親子が参加した。

2010 年度　東京・ガイダンス参加者数

日にち	7 月 4 日	7 月 11 日	10 月 3 日	10 月 24 日	10 月 31 日	
場所	広尾	武蔵野	広尾	蒲田	八王子	総計
総合計	175	192	156	84	36	643
見学	16	22	10			48
ボランティア	53	47	56	37	9	202
参加者計	106	123	85	47	27	388
参加者内訳						
子ども計	48	37	52	24	11	172
保護者計	50	47	29	20	13	159
弟妹ら計	8	39	4	3	3	57
家族数・計	**48**	**53**	**54**			**155**
内訳（出身国別）						
中国子	25	17	35		10	87
中国親	21	21	29			71
中国他	4	5	1			10
中国計	50	43	65			158
中国家族数	**25**	**17**	**35**		**10**	87
フィリピン子	9	8	10		0	27
フィリピン親	12	12	2		0	26
フィリピン他	3	6	1		0	10
フィリピン計	24	26	13		0	63
フィリピン家族数	**9**	**12**	**10**		**0**	**31**

ほかに、ペルー（16）、アメリカ（8）、ネパール・ミャンマー（6）、ウズベキスタン（5）韓国・タイ（4）、オーストラリア・ロシア・モルドバ・パキスタン（3）、イラン・台湾・インドネシア（2）、ベトナム・ブラジル・コロンビア・モンゴル（1）などが参加。
（　）内は総計

Document

子どもの人権関係の報道と記録から…

【2011.8.22 ～ 2011.11.6】

■ 2011/9/1 【朝日新聞】

教育委員会の９割、防災教育見直し 都道府県と政令市

東日本大震災をきっかけに、全国の都道府県と政令指定都市の教育委員会の約９割が、学校の危機管理マニュアルや防災教育の見直しに取り組んでいることが、朝日新聞のアンケートでわかった。想定する災害に津波を加えたり、子どもたちに「自ら判断する力」を養わせたりするなど、震災から教訓を引き出そうという試みが広がっている。アンケートは７月から８月にかけ、47 都道府県と 19 政令指定都市の教育委員会を対象に実施。全 66 教委から回答を得た。防災教育について震災後の対応を聞いたところ、41 都道府県と 18 市が、避難方法などをまとめたマニュアルや防災教育の内容を「見直した」「見直し作業中」と答えた。具体的には、マニュアルに新たに津波対策を盛り込む例が目立った。

■ 2011/9/2 【朝日新聞】

共稼ぎ増えたから？ 夜更かし乳幼児が減少傾向に

乳幼児の夜更かし傾向に歯止めがかかっていることが、社団法人・日本小児保健協会の調査でわかった。夜 10 時以降に寝る子どもの割合は、10 年前の６割に減った一方で、早起きは増えていた。専門家は「共稼ぎで早起きの親が増えたからではないか」と分析している。調査は 1980 年から 10 年置きに実施している。2010 年は全国の１～６歳児 5097 人の親から回答を得た。夜 10 時以降に寝る乳幼児の割合は 80 年から増え続けていたが、10 年は初めて大幅に減った。年齢別にみても、1 歳半は 80 年に 25％、90 年 38％、00 年 55％と増えていたが、10 年は 30％に減少。3 歳児も 22％、36％、52％、31％、5．6 歳児も 10％、17％、40％、25％とそろって、減少に転じた。一方で、早起きの子どもは増えていた。朝６時起床が 25％で前回から倍増した。最も多かったのはどの年齢でも７時起床で、前回と同じ 52％だった。調査結果は２日の同協会学術集会で発表する。調査した同協会の衛藤隆会長（小児科医）は「子の生活リズムは、親の生活が反映される。この 10 年、経済の低成長で、子どもを預けて働く夫婦が増え、帰宅後に遊ぶ時間がなくなったことも一因ではないか」と話した。

■ 2011/9/9 【琉球新報】

八重山教科書採択： 平和・人権貫く勝利合議ならず後味悪さも

13 人の教育委員が集まり、5 時間 45 分にわたる論議の末、「つくる会」系の育鵬社版を不採択にした協議。教科用図書八重山採択地区協議会の会長として一連の混乱を招いた石垣市の玉津博克教育長は、腕を組んで宙を見詰めた。会場の外まであふれた 60 人以上の傍聴人から拍手が起こった。教科書採択をめぐる問題の浮上から約２カ月。「つくる会」系教科書の不採択を訴えてきた住民らは、平和と人権の尊重を求める「民意」の勝利を喜んだ。「答申した育鵬社版を採択したい者、挙手してください」。与那国町の崎原用能教育長が退場し、席に着いている 12 人の教育委員のうち、手を挙げたのは３人。玉津博克石垣市教育長は「多数決に反対だ」と手を挙げなかった。3 市町の教育委員長らの間には安堵感が広がった。八重山教育委員会協会の臨時総会として 13 人全員が集まったが、採択権限はないとしていったん閉会。3 市町教委の委員全員が集まったこの場を協議の場とするのかどうかで議論は堂々巡りになった。玉津教育長と崎原教育長は「採択地区協議会のどこが問題か」「法的拘束力はあるのか」と応じようとしない。13 人での協議が決まっても多数決に反対。これまで無記名投票や多数決で意見を通してきた２人の態度に傍聴人からは失笑も漏れた。結果、東京書籍版に決まり、傍聴人の間にも安堵感が広がったが、多数決での採択に後味の悪さも残った。竹盛洋一竹富町教育委員長

は「不本意だ。話し合いで解決したかったが、退席者も出て残念でならない」と声を落とした。仲本英立石垣市教育委員長は「本当は合議で決めたかったが、多数決でも13人がそろって決めたことは大きい。子どもたちの教育のため、いい結果になった」と話した。入慶田本朝政与那国町教育委員長は「ほっとした」としながらも「協議会が市民から疑問を持たれるような選定をしたことが原因だ」と憤りを隠さなかった。子どもと教科書を考える八重山地区住民の会の仲山忠亨共同代表は「『つくる会』系の教科書は、子に渡してはならない。協議会のずるいやり方は、市民の前では通らないことが証明された」と語った。

■ 2011/9/14 【朝日新聞】

日本の先生、働き過ぎ？
事務作業長く　OECD調査

日本の先生は先進国の中で勤務時間が長いことが、経済協力開発機構（OECD）が13日に発表した調査結果から明らかになった。ただ、長いのは授業ではなく、事務作業の時間。負担が重い一方で給与は減る傾向にあり、教員の質を確保する手立てが課題になっている。調査によると、日本の小学校の先生の勤務時間は、2009年の時点で年間1899時間。データのある調査対象国21カ国の中で米国に次いで2番目に多かった。ただし授業に費やす時間は707時間で、OECD加盟国の平均を72時間下回っており、授業以外の事務作業などの時間が勤務時間数を押し上げていることがうかがえる。一方で給与をみると、05年の水準を100とした場合、平均は7ポイント上昇していたのに対し、日本は5ポイント下がっている。OECDの調査担当者は「日本は仕事の負担は重いが、報酬は恵まれていない。優秀な人材が集まり教員の質を上げるような対策が必要」と話す。

■ 2011/9/15/ 【朝日新聞】

つくる会系教科書の採択検討求める
文科省、沖縄に通知

沖縄県八重山地区（石垣市、与那国町、竹富町）の中学校の公民教科書採択問題で、文部科学省は15日、県教委に通知を出し、3市町で同じ教科書を採択するよう指導することを求めた。事実上、8月に地区協議会が選定した育鵬社版を中心に検討するよう求めたものだ。来春使用する教科書の報告期限である16日までの報告を求めている。教科書選びをめぐって地区内の市町が対立する混乱は、文科省が指導に乗り出す異例の事態に発展した。教科書無償措置法は、採択地区内の市町村に同一の教科書を採択することを義務づけている。八重山地区では、3市町の教育長や教育委員各1人ら8人でつくる協議会が8月23日、「新しい歴史教科書をつくる会」の元会長らが執筆した育鵬社版を選んだが、竹富町教委は選定のあり方に疑義を示し、育鵬社版を不採択とした。今月8日には、協議会メンバー以外も含む3市町の教育委員全13人が集まって再協議。育鵬社版の採択撤回と東京書籍版の採択を多数決で決めた。しかし今度は石垣、与那国の両教育長が反発。混迷が続いていた。

■ 2011/9/17 【朝日新聞】

小学2年も35人以下学級へ
文科省、12年春から

文部科学省は、小学1年に続いて小2でも来春から「35人以下学級」を実現させる方針を固めた。必要経費を来年度予算で要求する。学校現場では不登校やいじめ、学力格差、保護者への対応などに追われ、先生の負担が増していると指摘されている。文科省は先生がきめ細かな指導をできるよう、公立小中学校の少人数学級化方針を昨年度発表。今年度は小1で、従来40人だった学級の上限児童数を引き下げて「35人以下学級」を実現したが、同時に計画していた小2については国の財政事情から見送られていた。同省が6月に立ち上げた有識者の検討会議では、少人数学級化の効果を訴える意見が多い。とりわけ小2は来春から「35人以下」にしないと現小1が進級する際にクラス替えの必要な学校が出るため、必要性が高いと文科省は判断。今月中に予定される検討会議の中間報告を受けて、正式に来年度の方針を決める。

■ 2011/9 /27 【朝日新聞】

緊急地震速報を全校に配備へ
全国の国公私立 5 万 2 千校

文部科学省は、全国の全ての国公私立学校約 5 万 2 千校に、緊急地震速報を受信するシステムを配備してゆく方針を固めた。自治体の財政難から配備が遅れていたが、東日本大震災の被害を踏まえ、子どもの安全を守り、避難所となった場合に余震に備えるためには全校配備が欠かせないと判断。まず来年度予算で約 75 億円を要求し、数年かけて配備する考えだ。 導入を検討しているのは、気象庁の緊急地震速報をインターネット回線で受信し、自動的に校内放送で警報音を鳴らすシステム。学校の所在地から震度や到達時間を予測し、「20 秒後に震度 5」といった情報も放送することができる。緊急地震速報はテレビやラジオ、一部の携帯電話でも流れるが、学校でテレビがあるのは職員室など一部のみ。そのテレビもつけていないことがあり、東日本大震災の発生時には気付かなかった学校も多かった。教職員が速報に気付いても、校内放送で子どもたちに知らせるまでにタイムラグが生じるため、避難が間に合わないという課題もあった。

■ 2011 /10 /1 / 【朝日新聞】

DV の危険あれば子を戻さず
ハーグ条約の国内法原案

国際結婚が破綻した場合などに、国外に連れ去られた子を元の居住国に戻すよう定めたハーグ条約の加盟にむけ、政府が検討している国内法の原案がまとまった。元の国に戻される親子が家庭内暴力（DV）を受ける恐れがある場合には、戻すことを拒否できると明記。今後、外部から意見を募集してさらに検討し、来年の通常国会に法案を提出する予定だ。法務省と外務省の有識者会議がまとめ、30 日に両省が公表した。条約も「拒否できる」と定めているが、条文が抽象的なため、国内法での具体的な制度作りが焦点になっている。原案では（1）親子が DV や有害な言動を受ける恐れがある（2）子を連れて元の国に戻った親が子の面倒を見られなくなる、などの場合に拒否できると規定。（2）は、連れ去りを理由に親が元の国で逮捕される恐れがある場合などを想定している。 また、外国にいる親などからの求めを受け、子の所在を調査する「中央当局」を外務省に設置。中央当局は地方自治体など公的機関や民間団体に個人情報の提供を要求できると定め、公的機関は速やかに提供するとした。それでも所在が分からなければ、外務省が行方不明者として警察に調査を依頼できることにした。 子を戻すかどうかを判断する手続きは家裁で非公開で行い、裁判に不服がある場合は高裁への即時抗告や最高裁への特別抗告なども認めるとしている。ハーグ条約は、一方の親が無断で子を国外に連れ出した場合、子を元の居住国に戻した上で、どちらの親が面倒をみるか決めるよう定めている。

■ 2011/10/5 【朝日新聞】

待機児童、施設増で 4 年ぶり減
依然高止まり傾向

都市部を中心に深刻な問題になっている保育所の待機児童数が、4 年ぶりに減少に転じた。厚生労働省が 4 日公表した全国の集計結果（4 月 1 日現在）は、前年同期より 719 人少ない 2 万 5556 人だった。ただ、水準は依然として高く、不況で共働きの人も増える。子育て環境の改善が進むかは不透明だ。厚労省は、認可保育所に入れない待機児童の状況を毎年調べている。今年は東日本大震災で被災した 8 市町で調査できず、それ以外を集計した。共働きの増加を背景に、保育所に通う児童数はこの十数年間増え続けており、今年は前年より約 4 万 3 千人多い約 212 万 3 千人だった。待機児童数も昨年まで 3 年連続で増え、今の仕組みで調査を始めた 2001 年以降で最多の 03 年に迫る勢いだったが、今年は減少に転じた。ただ、減少幅は小さく、3 番目の高水準だ。全国の待機児童のうち、82．6%が 3 歳未満。また、81．9%が首都圏や近畿圏、それ以外の政令指定市などの都市部に集中する。全国レベルでの待機児童減少について、厚労省は「国の補助が手厚くなり、市町村が保育所を整備しやすくなった」と説明。最近数年間は保育所定員の増加ペースが 1 万～ 2

万5千人程度だったが、10年度は約4万6千人に伸びた。自治体が独自に費用を補助する認可外の保育施設が受け皿となり、減少につながった面もあるとみられる。 待機児童が増えた自治体も、無策だったわけではない。待機数、増加数ともにワーストになった名古屋市は、保育所新設などで576人分の定員を増やしたが、追いつかなかった。担当者は「不況で共働きになる世帯が増え、保育所ニーズも高まっている。保育所が増えると、預けるのを諦めていた人が新たに申し込む例もあるのでは」。対策でもっとも効果が大きい保育所の新設には、多額の予算が必要になる。国が少子化対策でつくった「安心こども基金」を当てにするが、これは来年3月までの暫定措置。横浜市の伊東裕子・緊急保育対策課長は「基金がなくなるなら、これに代わる安定財源を求めたい」と話す。 厚労省は、今後の予算編成で基金の期限延長と積み増しをめざす。「基金がなくなれば、保育所の整備が難しくなる。決死の覚悟で確保したい」（幹部）と意気込むものの、国の厳しい財政事情の中、見通しは立っていない。

■ 2011/10/5 【産経新聞】

いじめ後遺症支援へ調査　文科省、20歳前後対象

文部科学省が今年度から来年度にかけ、中学時代にいじめなどが原因で不登校になった20歳前後の若者を対象に、現在の生活実態を追跡調査することが4日分かった。特にいじめによる不登校生徒は、その後も「いじめ後遺症」に苦しみ、ひきこもりになるケースがある。文科省は実態を解明し、長期的な支援策の検討に役立てる方針だ。調査は、文科省が大学教授らを委員として立ち上げた「不登校生徒に関する追跡調査研究会」が行う。平成18年度に中学を卒業した不登校の生徒4万人を対象にする。不登校生徒らが在籍していた中学に問い合わせて、本人と電話で連絡を取るなどして、現在の状況を聞き取る。質問項目は、（1）中学3年時に学校以外の方法があれば、勉強を続けたいと思ったか（2）中学卒業時、希望通りの進路に進むことができたか（3）自分の望み通りの仕事に出会ったかーなど約30項目に上る。文科省は不登校やいじめの実態把握は行ってきたが、不登校生徒の卒業後の進路や就職先の追跡調査は、これまで10～11年度に一度調査しただけだった。今年5月には、高校2年で自殺した当時16歳の女子高生の遺族が、中学時代のいじめが原因だとして学校法人や当時の担任らに損害賠償を求めた訴訟の判決で、名古屋地裁が4年前のいじめと自殺の因果関係を認定。学校側の責任を一部認める判決を言い渡した（学校、遺族側双方が控訴）。このように、いじめが原因で対人関係がうまく構築できなくなったり、心身に変調をきたすなど、卒業してもいじめの「後遺症」に苦しむ生徒は多いとされ、長期的な心のケアの必要性が指摘されていた。文科省の担当者は追跡調査について、「不登校生徒が学校を離れた後、どのような生活を送っているのかを把握し、その後の支援に役立てていきたい」としている。

■ 2011/10/19 【朝日新聞】

大阪のPTA「教育基本条例案再考を」橋下知事に要求

大阪府の橋下徹知事が率いる「大阪維新の会」の府議団が府議会に提出した教育基本条例案について、大阪府立高等学校ＰＴＡ協議会（藤田城光会長）が19日、条例案の再考を求める嘆願書を橋下知事と同会、府議会議長に提出した。部活動への協力など、条例案が保護者に課した「努力義務規定」の見直しを強く求めている。条例案は基本指針で「保護者も、部活動をはじめとする学校運営に参加するなど、主体的に積極的な役割を果たすよう努めなければならない」と定める。この「努めなければならない」との規定について嘆願書は「非常に強制力のある文言のように思い、不快な気持ちにさせられた」としている。そのうえで、不景気で多くの親がパートなど生活のための仕事をしており、年代的に親の介護をしている家庭も多い現状を説明。保護者と学校とのかかわりは大事だが、定期的に学校に通うとなれば保護者同士の貢献の度合いに格差が生じトラブルに発展しかねず、「部活動に入らさんとこか」といった気分が強くなりかねないと指摘した。

■ 2011/10/22【毎日新聞】

学童保育：260 人大けがー厚労省調査

共働きや一人親家庭の小学生らを放課後に校内や児童館などで預かる「放課後児童クラブ」（学童保育）で、昨年 10 月～今年 9 月の 1 年間に全国で児童 1 人が死亡、260 人が全治 1 カ月以上の大けがをしたことが厚生労働省の調査で分かった。同省が 21 日に発表した。35 都道府県から事故報告があり、死亡事故は東京都内の小 3 男児で、学童保育中におやつで出されたアメリカンドッグをのどに詰まらせた。負傷例は、骨折が最多で 215 件、次いで打撲・ねんざが 21 件だった。全事故の内訳は小 1 が 98 人、小 2 が 75 人、小 3 が 69 人。

■ 2011/10/26 【毎日新聞】

中学公民教科書：沖縄・八重山問題竹富町に自費購入促す　文科相が方針

沖縄県の八重山地区（石垣市、竹富町、与那国町）が来年度から使う中学校の公民教科書を一本化できていない問題で、中川正春文部科学相は 26 日の衆院文部科学委員会で、採択地区協議会の答申に基づいて保守系の育鵬社版を採択した石垣市と与那国町の 2 市町については教科書無償措置法通り無償対象と認める方針を明らかにした。東京書籍版を採択した竹富町については自費購入を促す。瑞慶覧長敏氏（民主）の質問に答えた。地区内で採択が二分されたままの状況に配慮した格好だが、竹富町だけを無償措置から外すことに反発も招きそうだ。教科書無償措置法は 1963 年に制定されたが、無償措置から除外されれば初めての事態となる。八重山地区の教科書採択を巡っては、八重山採択地区協議会が 8 月 23 日に育鵬社版を選定して 3 市町教委に答申し、石垣市、与那国町は答申通りに育鵬社版を採択。だが、育鵬社版は尖閣諸島などの領土問題の記述が手厚い一方、地元の市民団体などに「米軍基地の問題点を記述していない」などと根強い反発があり、竹富町は東京書籍版を採択した。教科書無償措置法が定める同一地区内での同じ教科書の採択ができなくなり、県教委が再協議を求め、9 月 8 日には 3 市町の全教育委員による会議が一転して東京書籍版を多数決で採択した。しかし、石垣市と与那国町の両教育長が「会議は無効」との文書を文科省に提出したため、文科省は 3 市町の合意が成立していないとみて、9 月 15 日には採択地区内で一本化するよう県教委に通知。都道府県教委からの報告期限である同月 16 日を過ぎても進展が見られないため、文科省は協議会の答申に従った石垣市と与那国町の採択を有効と判断した。背景には、地方教育行政法が採択権限を市町村教委にあるとも定める現行制度に不備があり、文科省は制度の見直しを進める。

■ 2011/10/28 【朝日新聞】

給食無料化した兵庫・相生市、全国の自治体から続々視察

今年度から幼稚園、小学校、中学校の給食費を無料化した兵庫県相生市が、他の自治体から熱い視線を集めている。同市への議員視察が例年なら年間 4 ～ 6 件のところ、今年は 6 月から 11 月までの半年間だけで 4 倍の 20 件にのぼる。人口減少対策と子育て支援の妙手として期待されているようだ。県の試算によると、相生市の 3 万 2 千人足らずの人口は、何の対策も立てなければ 2040 年には 2 万人を切るとされている。そこで、市は今年度からの定住促進事業で「子育て応援都市宣言」をし、（1）出産祝い金 5 万円支給（2）市立幼稚園保育料無料化と私立幼稚園、保育所の同等補助（月 1 人 8 千円）（3）給食費の幼稚園（同 2 千円）、小学校（同 4 千円）、中学校（同 4500 円）の無料化（4）中学 3 年までの医療費無料化（5）新婚世帯家賃補助などに、当初予算で 3 億円以上を計上した。谷口芳紀市長が胸を張る幼稚園～中学の給食費完全無料化は、各地の自治体に衝撃を与えたようだ。これまでに視察を終えたり、予約したりしている議会は、北は北海道深川市議会から南は福岡県豊前市議会まで 20 議会。うち 18 議会が「子育て支援」「給食費無料化」などを視察テーマにしており、11 月下旬までに 115 人が訪れる計算だ。 27 日には岐阜県山県市から議長以下 14 人の市議と随行 2 人の 16 人が視察。相

生市では「会派ではなく議会ぐるみでの視察は初めて」と驚き、市長と議長が最後まで同席して質疑にも応答する歓迎ぶりだった。視察団は「財源はどうするのか」「親の負担軽減はどれほどか」「すべて小学校で給食を調理する理由は」など熱心に質問。視察を終えた村瀬伊織・山県市議長は「大変参考になった。山県市も人口規模が似ている。帰って当局とよく相談し、積極的にとりくみたい」と話していた。

■ 2011/11/2【毎日新聞】

中学社会教科書：育鵬社が大幅に増加

文部科学省は1日、来年度に国公私立の中学校で使われる教科書の需要数を発表した。社会では、扶桑社の教科書発行を引き継いだ保守系の育鵬社が、歴史的分野で前回10年度比約6・6倍の4万7812冊（シェア3・7%）、公民的分野で同約11・6倍の4万8569冊（同4%）と大幅に増えた。「新しい歴史教科書をつくる会」と連携する自由社は歴史が830冊（同0・1%）、公民が654冊（同0・1%）。歴史と公民は各7社の教科書が採択され、首位はともに東京書籍で、歴史が67万9038冊（同52・8%）、公民が68万6738冊（同57%）。

■ 2011/11/4 【読売新聞】

富岡教育長、辞任要求を拒否
市長要請に反論「政治介入だ」 …群馬

群馬県富岡市の宮前有光教育長が、地方教育行政法で禁じられている政治団体の役員を務めたとして岡野光利市長から辞任を求められていた問題で、宮前教育長は2日、要請を拒否することを市長に伝えた。記者会見した宮前教育長は「教育行政への政治介入だ」などと批判。一方、岡野市長は議会と相談して罷免の議案を提出する構えだ。宮前教育長は2008年6月の教育長就任時に日本司法書士政治連盟の副会長の地位にあり、今年4月まで続けた。宮前教育長は、岡野市長に提出した書面の中で「連盟は一党一派に偏った組織でない。地方教育行政法が禁じた『積極的な政治運動』をした団体には当たらず、辞任を求める理由はない」と主張。会見では「副会長は名前を貸しただけで、役員会など会合に出たことはない」と述べた。昨年4月に岡野市長が就任した直後から辞任を求められていたといい、「再三の辞任要求は教育行政への政治介入だ」と批判した。教育への政治の関与問題については、大阪府の橋下徹前知事が代表を務める地域政党・大阪維新の会の「教育基本条例案」で注目を集めている。

活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふぉめーしょん／子どもの人権連／ NO.131 ／ 2011年11月号
Federation for the Protection of Children' s Human Rights JAPAN

◆発行日　2011 年 11 月 19 日
◆発行 & 編集人　子どもの人権連事務局
◆事務所　〒101-0003　東京都千代田区一ツ橋 2-6-2　日本教育会館 6F
TEL・FAX 03(3265)2197
e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp
URL:http://jinken-kodomo.net/

郵便振替／ 0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費＝個人（１口）5,000 円、団体（１口）10,000 円